

	工 事 成 績 評 価 表			契約番号	
				工事種別	
工事名称				氏 名	
工事場所				担 当 員	
請負業者名				一般監督員	
代表者名				主任監督員	
現場代理人				総括監督員	
主任技術者				検 査 員	
監理技術者				契約検査 課長	
検査方法				(工事概要)	
監理方法					
工 期	自		完成日		
	至		当初請負額		円
	最終		最終請負額		円

評 価 項 目	評 価 区 分															
	一般・主任監督員評価					総括監督員評価					検査員評価					
	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	1	1.5	0	-5	-10										
	II. 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10										
2. 施工状況	I. 施工管理	1	1.5	0	-5	-10						5	2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	1	0.5	0	-5	-10						10	5	0	-7.5	-15
	III. 安全対策	2	1	0	-5	-10						15	7.5	0	-7.5	-15
	IV. 対外関係	2	1	0	-2.5	-5										
3. 出来形 及び 出来栄え	I. 出来形	2	1	0	-2.5	-5						10	5	0	-10	-20
	II. 品 質	2	1	0	-2.5	-5						15	7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来栄え											5	2.5	0	-5	
4. 加点項目	I. 評価すべき項目				0											
5. 社会性等	I. 地域への貢献等						10	5	0							
6. 加 減 点 計	0 点					0 点)					0 点					
7. 評 価 点 計	26 (65+加減点)×0.4					13 (65+加減点)×0.2					26 (65+加減点)×0.4					
8. 評 価 点 合 計	65 点															
(所見)																

項目別評価点

工 事 名 称		
工 事 場 所		
請 負 業 者 名		
工 期	当初	～
	最終	～
請負金額	当初	円
	最終	円

評 価 項 目		評 点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	2.6 / 3.2
	II. 配置技術者	2.6 / 3.8
2. 施工状況	I. 施工管理	9.1 / 11.7
	II. 工程管理	6.9 / 9.3
	III. 安全対策	6.9 / 10.7
	IV. 対外関係	2.6 / 3.4
3. 出来形 及び 出来栄	I. 出来形	9.1 / 13.9
	II. 品 質	9.1 / 15.9
	III. 出来栄	6.5 / 8.5
4. 加点項目	I. 評価すべき項目	5.2 / 13.2
5. 社会性等	I. 地域への貢献等	4.4 / 6.4
評 定 点 合 計		65 / 100

評価項目 I (一般・主任監督員用)	凡例	評価必須項目
		工事により対象となる項目
		該当すれば評価する項目

評価項目	細目	評価対象項目																																																																			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<table border="1"> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>1</td><td>作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図等で確認できる。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>2</td><td>工事カルテの登録は監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。</td></tr> <tr><td>評価必須項目</td><td>3</td><td>建設業法に基づいた施工体制がなされていた。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>4</td><td>建退共制度の主旨を下請け業者に説明し、又適切に配布されているか確認ができる。 (元請・下請含めて) <23.4.1より「建設業退職金制度に係る証紙配布の確認の運用について」に基づく。></td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>5</td><td>施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。</td></tr> <tr><td>評価必須項目</td><td>6</td><td>工事規模に応じた人員、機械配備がなされ施工している。</td></tr> <tr><td>評価必須項目</td><td>7</td><td>工事現場における施工プロセスチェックリストの実施により施工体制について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>8</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>9</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>10</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>11</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>12</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>該当すれば評価する項目</td><td>13</td><td>監督員から再三改善指示を行った。</td></tr> <tr><td>該当項目合計</td><td>0</td><td>..... a</td></tr> <tr><td>評価対象項目</td><td>0</td><td>該当項目が80%以上 b 施工体制が適切である。</td></tr> <tr><td>評価値</td><td></td><td>該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない</td></tr> <tr><td>評定</td><td>c</td><td>該当項目が60%未満 d 施工体制がやや不備である</td></tr> <tr><td>評点</td><td>0</td><td>e 施工体制が不備である</td></tr> </table>	工事により対象となる項目	1	作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図等で確認できる。	工事により対象となる項目	2	工事カルテの登録は監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。	評価必須項目	3	建設業法に基づいた施工体制がなされていた。	工事により対象となる項目	4	建退共制度の主旨を下請け業者に説明し、又適切に配布されているか確認ができる。 (元請・下請含めて) <23.4.1より「建設業退職金制度に係る証紙配布の確認の運用について」に基づく。>	工事により対象となる項目	5	施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。	評価必須項目	6	工事規模に応じた人員、機械配備がなされ施工している。	評価必須項目	7	工事現場における 施工プロセスチェックリスト の実施により施工体制について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	工事により対象となる項目	8	その他 ()	工事により対象となる項目	9	その他 ()	工事により対象となる項目	10	その他 ()	工事により対象となる項目	11	その他 ()	工事により対象となる項目	12	その他 ()	該当すれば評価する項目	13	監督員から再三改善指示を行った。	該当項目合計	0 a	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 b 施工体制が適切である。	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない	評定	c	該当項目が60%未満 d 施工体制がやや不備である	評点	0	e 施工体制が不備である													
		工事により対象となる項目	1	作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図等で確認できる。																																																																	
		工事により対象となる項目	2	工事カルテの登録は監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。																																																																	
		評価必須項目	3	建設業法に基づいた施工体制がなされていた。																																																																	
		工事により対象となる項目	4	建退共制度の主旨を下請け業者に説明し、又適切に配布されているか確認ができる。 (元請・下請含めて) <23.4.1より「建設業退職金制度に係る証紙配布の確認の運用について」に基づく。>																																																																	
		工事により対象となる項目	5	施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。																																																																	
		評価必須項目	6	工事規模に応じた人員、機械配備がなされ施工している。																																																																	
		評価必須項目	7	工事現場における 施工プロセスチェックリスト の実施により施工体制について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。																																																																	
		工事により対象となる項目	8	その他 ()																																																																	
		工事により対象となる項目	9	その他 ()																																																																	
		工事により対象となる項目	10	その他 ()																																																																	
		工事により対象となる項目	11	その他 ()																																																																	
		工事により対象となる項目	12	その他 ()																																																																	
	該当すれば評価する項目	13	監督員から再三改善指示を行った。																																																																		
	該当項目合計	0 a																																																																		
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 b 施工体制が適切である。																																																																		
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない																																																																		
	評定	c	該当項目が60%未満 d 施工体制がやや不備である																																																																		
	評点	0	e 施工体制が不備である																																																																		
	●「13」の項目に該当すればeとする																																																																				
		II. 配置技術者 (現場代理人等)	<table border="1"> <tr><td>評価必須項目</td><td>1</td><td>現場代理人として、工事全体の把握ができています。</td></tr> <tr><td>評価必須項目</td><td>2</td><td>現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。</td></tr> <tr><td>評価必須項目</td><td>3</td><td>工事関係書類、資料が整理されている。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>4</td><td>作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている</td></tr> <tr><td>評価必須項目</td><td>5</td><td>下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>6</td><td>施工等に伴う創意工夫または提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。</td></tr> <tr><td>評価必須項目</td><td>7</td><td>主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>8</td><td>監理技術者証、監理技術者講習修了証を携帯している。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>9</td><td>作業主任者を選任し配置している。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>10</td><td>専門技術者を選任、配置している。</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>11</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>12</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>13</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>14</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>工事により対象となる項目</td><td>15</td><td>その他 ()</td></tr> <tr><td>該当すれば評価する項目</td><td>16</td><td>現場代理人が常駐していない。</td></tr> <tr><td>該当すれば評価する項目</td><td>17</td><td>主任技術者・監理技術者が建設業法に基づいた技術上の指導監督の職務が誠実になされていない。</td></tr> <tr><td>該当項目合計</td><td>0</td><td>該当項目が90%以上 a 技術者が適切に配置されている</td></tr> <tr><td>評価対象項目</td><td>0</td><td>該当項目が80%以上 90%未満 ... b 技術者がほぼ適切に配置されている</td></tr> <tr><td>評価値</td><td></td><td>該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない</td></tr> <tr><td>評定</td><td>c</td><td>該当項目が60%未満 d 技術者の配置がやや不備である</td></tr> <tr><td>評点</td><td>0</td><td>e 技術者の配置が不備である</td></tr> </table>	評価必須項目	1	現場代理人として、工事全体の把握ができています。	評価必須項目	2	現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。	評価必須項目	3	工事関係書類、資料が整理されている。	工事により対象となる項目	4	作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている	評価必須項目	5	下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。	工事により対象となる項目	6	施工等に伴う創意工夫または提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。	評価必須項目	7	主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。	工事により対象となる項目	8	監理技術者証、監理技術者講習修了証を携帯している。	工事により対象となる項目	9	作業主任者を選任し配置している。	工事により対象となる項目	10	専門技術者を選任、配置している。	工事により対象となる項目	11	その他 ()	工事により対象となる項目	12	その他 ()	工事により対象となる項目	13	その他 ()	工事により対象となる項目	14	その他 ()	工事により対象となる項目	15	その他 ()	該当すれば評価する項目	16	現場代理人が常駐していない。	該当すれば評価する項目	17	主任技術者・監理技術者が建設業法に基づいた技術上の指導監督の職務が誠実になされていない。	該当項目合計	0	該当項目が90%以上 a 技術者が適切に配置されている	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 ... b 技術者がほぼ適切に配置されている	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない	評定	c	該当項目が60%未満 d 技術者の配置がやや不備である	評点	0	e 技術者の配置が不備である
			評価必須項目	1	現場代理人として、工事全体の把握ができています。																																																																
			評価必須項目	2	現場代理人として、監督員との連絡調整を書面で行っている。																																																																
			評価必須項目	3	工事関係書類、資料が整理されている。																																																																
工事により対象となる項目			4	作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている																																																																	
評価必須項目			5	下請の施工体制、施工状況を把握し、部下等共によく指導している。																																																																	
工事により対象となる項目			6	施工等に伴う創意工夫または提案により、品質、出来形、出来ばえの向上に努めている。																																																																	
評価必須項目			7	主任技術者又は、監理技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。																																																																	
工事により対象となる項目			8	監理技術者証、監理技術者講習修了証を携帯している。																																																																	
工事により対象となる項目			9	作業主任者を選任し配置している。																																																																	
工事により対象となる項目			10	専門技術者を選任、配置している。																																																																	
工事により対象となる項目			11	その他 ()																																																																	
工事により対象となる項目			12	その他 ()																																																																	
工事により対象となる項目		13	その他 ()																																																																		
工事により対象となる項目		14	その他 ()																																																																		
工事により対象となる項目		15	その他 ()																																																																		
該当すれば評価する項目		16	現場代理人が常駐していない。																																																																		
該当すれば評価する項目		17	主任技術者・監理技術者が建設業法に基づいた技術上の指導監督の職務が誠実になされていない。																																																																		
該当項目合計		0	該当項目が90%以上 a 技術者が適切に配置されている																																																																		
評価対象項目		0	該当項目が80%以上 90%未満 ... b 技術者がほぼ適切に配置されている																																																																		
評価値			該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない																																																																		
評定		c	該当項目が60%未満 d 技術者の配置がやや不備である																																																																		
評点		0	e 技術者の配置が不備である																																																																		
●「16～17」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする																																																																					

評価項目	細目	評価対象項目		
2.施工状況	I. 施工管理	評価必須項目	1 着工前・施工中に適時に必要ならば、設計照査を実施し、書面にて監督員に提出している。	
		評価必須項目	2 施工計画書と現場施工方法が一致している。	
		評価必須項目	3 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。	
		評価必須項目	4 施工計画書が契約日より15日以内に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。	
		評価必須項目	5 使用材料承諾書を提出してからの施工を行っている。	
		評価必須項目	6 材料検収を実施している。	
		工事により対象となる項目	7 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。	
		評価必須項目	8 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。	
		評価必須項目	9 日常の品質管理が適時、的確に行われている。	
		評価必須項目	10 現場内での整理整頓が日常的になされている。	
		工事により対象となる項目	11 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。	
		評価必須項目	12 段階確認及びその報告が適時、適確に行われていることが書面で確認できる。	
		評価必須項目	13 工事記録の整備が適時、的確になされている。	
		工事により対象となる項目	14 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。	
		工事により対象となる項目	15 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。	
		工事により対象となる項目	16 特定建設作業実施届を みどり環境課 に提出している。	
		評価必須項目	17 監督員から施工管理について口頭や文書により指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
		工事により対象となる項目	18 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	19 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	20 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	21 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	22 その他（ ）	
		該当すれば評価する項目	23 設計図書と適合しない箇所があり、再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	24 施工計画書が工事着手前に提出されていない。	
		該当すれば評価する項目	25 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。	
		該当すれば評価する項目	26 監督員から再三改善指示を行った。	
		該当項目合計	0 a
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 b 施工計画が適切である
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない	
	評定	c	該当項目が60%未満 d 施工計画がやや不備である	
評点	0	e 施工計画が不備である		
●「23～26」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする				
2.施工状況	II. 工程管理	工事により対象となる項目	1 フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	
		工事により対象となる項目	2 時間制限等の各種制約があるにもかかわらず工程の短縮を行った。	
		評価必須項目	3 現場条件変更への対応が積極的に処理が早く、又地元調整(施設関係者含む)を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。	
		評価必須項目	4 休日の確保を行っている。	
		工事により対象となる項目	5 工程表の内容が検討され、関連工事との調整もよく充実している。	
		評価必須項目	6 休日の作業が少なく、余裕をもって工期内に完成した。	
		工事により対象となる項目	7 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握されている。	
		評価必須項目	8 監督員から工程管理について口頭や指示書で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
		工事により対象となる項目	9 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	10 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	11 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	12 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	13 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	14 その他（ ）	
		該当すれば評価する項目	15 自主的な工程管理がなされず、監督員から再三改善指示を行った。	
		該当すれば評価する項目	16 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。(ただし本市の事情によるものを除く)	
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上 a 工程管理が非常に優れている
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 ... b 工程管理が適切である
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 ... c 他の事項に該当しない	
	評定	c	該当項目が60%未満 d 工程管理がやや不備である	
評点	0	e 工程管理が不備である		
●「15」の項目に該当すればd、「16」の項目に該当すればeとする				

評価項目	細目	評価対象項目	
Ⅲ 安全対策	評価必須項目	1 災害防止（工事安全）協議会を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。	
	工事により対象となる項目	2 店社パトロールを1回/月以上実施し記録が整備されている。	
	工事により対象となる項目	3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。	
	評価必須項目	4 安全教育・訓練等を適時、的確に実施し記録が整備されている。	
	評価必須項目	5 安全巡視、会議、訓練等を実施し記録を整備している。	
	評価必須項目	6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。	
	工事により対象となる項目	7 過積載防止に積極的に取り組んでいる。	
	工事により対象となる項目	8 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、管理されている。	
	工事により対象となる項目	9 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。	
	工事により対象となる項目	10 仮設材について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用い実施されている。	
	工事により対象となる項目	11 仮設材について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	
	評価必須項目	12 工事現場における保安設備等の整備・設置・管理が的確であり、よく整備されている。	
	評価必須項目	13 監督員から口頭や書面にて安全対策について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
	担当課による 加点評価項目	工事により対象となる項目	14 その他（ ）
		工事により対象となる項目	15 その他（ ）
		工事により対象となる項目	16 その他（ ）
		工事により対象となる項目	17 その他（ ）
		工事により対象となる項目	18 その他（ ）
		工事により対象となる項目	18 その他（ ）
	該当すれば評価する項目	19 監督員から再三改善指示を行った。	
	該当すれば評価する項目	20 事故をした。	
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 安全対策を適切に行った
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 安全対策をほぼ適切に行った
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
評定	c	該当項目が60%未満 …………… d 安全対策がやや不備であった	
評点	0	e 安全対策が不備であった	
<p>●評価対象項目数が3項目で該当項目が2以上の場合 評価対象項目数が2項目以下で該当項目が1以上の場合はc評価、評価対象項目数が7項目以下の場合90%以上でもb評価とする。</p> <p>●「19」の項目に該当すればd、「20」の項目に該当すればeとする</p>			
Ⅳ 対外関係	工事により対象となる項目	1 工事施工にあたり関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整し、トラブルの発生がない。	
	評価必須項目	2 工事施工にあたり地元（施設関係者等を含む）との適切な折衝及び調整を行った。	
	工事により対象となる項目	3 苦情に対する的確に対応し、良好な対外関係であった。	
	工事により対象となる項目	4 積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった、また苦情によるトラブルが少なかった。	
	工事により対象となる項目	5 関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している	
	評価必須項目	6 監督員から口頭や書面にて対外関係について指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに実施された。	
	担当課による 加点評価項目	工事により対象となる項目	7 その他（ ）
		工事により対象となる項目	8 その他（ ）
		工事により対象となる項目	9 その他（ ）
		工事により対象となる項目	10 その他（ ）
		工事により対象となる項目	11 その他（ ）
		工事により対象となる項目	11 その他（ ）
	該当すれば評価する項目	12 請負者の対応による苦情が多い、また対応が悪くトラブルがあった。	
	該当すれば評価する項目	13 監督員から再三改善指示を行った。	
	該当すれば評価する項目	14 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。	
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 対外関係が適切であった
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 対外関係がほぼ適切であった
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
評定	c	該当項目が60%未満 …………… d 対外関係がやや不備であった	
評点	0	e 対外関係が不備であった	
<p>●評価対象項目数が2項目以下で該当項目が1以上の場合はc評価、評価対象項目数が3項目以下の場合は該当項目90%以上でもb評価とする。</p> <p>●「12、13」の項目のうち一つでも該当すればdとする ●「14」の項目に該当すればeとする</p>			

評価項目	細目	評価対象項目	
3.出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	評価必須項目	1 出来形に関して要求した資料が適切にまとめられており、確認できる。
		評価必須項目	2 不可視部分の出来形が写真的に確認できる。
		工事により対象となる項目	3 社内の管理基準を設定し、適切に管理している。
		工事により対象となる項目	4 社内の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。
		評価必須項目	5 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。
		工事により対象となる項目	6 出来形の性能、機能が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。
		評価必須項目	7 工事写真に日付が挿入されている。
		工事により対象となる項目	8 その他（ ）
		工事により対象となる項目	9 その他（ ）
		工事により対象となる項目	10 その他（ ）
		工事により対象となる項目	11 その他（ ）
		工事により対象となる項目	12 その他（ ）
		担当課による 加点評価項目	13 監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	14 破壊検査を行った。
	該当すれば評価する項目		
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 対外関係が適切であった
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 対外関係がほぼ適切であった
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
	評 定	c	該当項目が60%未満または「8」の項目に該当 …………… d 出来形管理がやや不備である
	評 点	0	「9」の項目に該当 …………… e 出来形管理が不備である
		●評価対象項目数が4項目以下場合90%以上でもb評価とする。	
		●「13」の項目に該当すればd、「14」の項目に該当すればeとする	
II. 品質		1 品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。	
	評価必須項目	2 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。	
	評価必須項目	3 材料の品質証明が適切である。	
	評価必須項目	4 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
	評価必須項目	5 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
	評価必須項目	6 不可視部分の写真記録が適切である。	
	該当すれば評価する項目	7 監督員から再三改善指示を行った。	
	該当すれば評価する項目	8 破壊検査を行った。	
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 品質管理が適切である
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 品質管理がほぼ適切である
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
	評 定	c	該当項目が60%未満 …………… d 品質管理がやや不備である
評 点	0	e 品質管理が不備である	
		●「7」の項目に該当すればd、「8」の項目に該当すればeとする	
II. 品質	機械設備工事・電気設備 工事	工事により対象となる項目	[評価対象項目]
		工事により対象となる項目	1 品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。
		工事により対象となる項目	2 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。
		工事により対象となる項目	3 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。
		工事により対象となる項目	4 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。
		工事により対象となる項目	5 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
		工事により対象となる項目	6 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
		工事により対象となる項目	7 製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
		工事により対象となる項目	8 操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。
		工事により対象となる項目	9 設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。
	該当すれば評価する項目	10 監督員から再三改善指示を行った。	
	該当すれば評価する項目	11 破壊検査を行った。	
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 品質管理が適切である
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 品質管理がほぼ適切である
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない
評 定	c	該当項目が60%未満 …………… d 品質管理がやや不備である	
評 点	0	e 品質管理が不備である	
		●「10」の項目に該当すればd、「11」の項目に該当すればeとする	

**評価項目Ⅱ
(一般・主任監督員用)**

評価項目	細目		評価すべきキーワード一覧表	工事成績評価要領	
I. 評価すべき項目	キーワード評価			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> 1 概要) 2 概要) 3 概要) 4 概要) 5 概要) 6 概要) 7 概要) 8 概要) 9 概要) 10 概要) </div> <div style="width: 30%; text-align: center;"> について について について について について について について について について について </div> </div>	・請負業者より「キーワード評価項目申請について」の書面にて協議書類が提出され評価すべきものであれば評価する。
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
		工事により対象となる項目			
記述評価 【〇マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】			・該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。 ・加点は+20点~0点の範囲とする。		
	該当項目合計	0			
	評点	0	小計(項目×2点)20点以内		

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成 年 月 日
発議項目	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			

(内容) (NO.)

キーワード評価項目申請について

標記の件について、本現場において、別紙資料に基づく内容を実施いたしましたので、キーワード評価項目として申請したいので協議願います。

(概要)

1. 評価キーワード項目： _____ について

2. 内 容： _____

(添付書類：資料・写真等)

処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">(採用・不採用)</div> 平成 年 月 日
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 () (請負者) (代表者)	平成 年 月 日

工事発注 担当課	総括 監督員	主任 監督員	一般 監督員	一般 監督員	担当員	担当員	現場 代理人	主任・監理 技術者

総括監督員評定

評価項目	細目		評価対象項目
2.施工状況	II. 工程管理	工事により対象となる項目	1 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。
		工事により対象となる項目	2 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
		工事により対象となる項目	3 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
		工事により対象となる項目	4 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
		工事により対象となる項目	5 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
		工事により対象となる項目	6 工事関係機関等の調整を積極的に行い、トラブルを回避した。
	担当課による加点評価項目	工事により対象となる項目	7 その他（ ）
		該当すれば評価する項目	8 上記1～7に該当しない
		該当すれば評価する項目	9 自主的な工程管理がなされず、監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	# 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（ただし本市の事情によるものを除く）
		該当項目合計 0 評価 c 評価点 0	該当項目が5項目以上 …………… a 工程管理が非常に優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 …………… b 工程管理がやや優れている 該当項目が1項目以上2項目以下の場合 …………… c 他の事項に該当しない場合 「8」又は「9」の項目に該当する場合 …… d 工程管理がやや不備である 「10」の項目に該当する場合 …………… e 工程管理が不備である
	2.施工状況	III. 安全対策	工事により対象となる項目
工事により対象となる項目			2 安全衛生管理体制を確立し組織的に取り組んでいる。
工事により対象となる項目			3 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている
工事により対象となる項目			4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
工事により対象となる項目			5 安全訓練や安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
工事により対象となる項目			6 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
担当課による加点評価項目		工事により対象となる項目	7 その他（ ）
		該当すれば評価する項目	8 上記1～7に該当しない
		該当すれば評価する項目	9 監督員から再三改善指示を行った。
		該当すれば評価する項目	# 事故をした。
		該当項目合計 0 評価 c 評価点 0	該当項目が5項目以上 …………… a 安全対策が非常に優れている 該当項目が3項目以上4項目以下の場合 …………… b 安全対策がやや優れている 該当項目が1項目以上2項目以下の場合 …………… c 他の事項に該当しない場合 「8」又は「9」の項目に該当する場合 …… d 安全対策がやや不備であった 「10」の項目に該当する場合 …………… e 安全対策が不備である
4. 社会性等		I 地域への貢献等	工事により対象となる項目
	工事により対象となる項目		2 公園等及び周辺地域等の環境保全等を具体的に対策した。
	工事により対象となる項目		3 現場事務所や作業現場の環境を周辺との景観に合わせる等、積極的に周辺との調和を図った。
	工事により対象となる項目		4 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
	工事により対象となる項目		5 生活に密着したゴミ拾い、道路・公園清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、周辺地域に貢献した。
	工事により対象となる項目		6 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。
	工事により対象となる項目		7 公園内等での美化活動や公園利用者への利用促進などを積極的に行った。
	工事により対象となる項目		8 工事関係機関等の活動に対して積極的に協力した。
	工事により対象となる項目		9 工事関係機関等の要望を柔軟に対応し施工した。
	担当課による加点評価項目	工事により対象となる項目	# その他（ ）
		該当項目合計 0 評価 c 評価点 0	該当項目が4項目以上 …………… a 地域への貢献が非常に優れている 該当項目が2項目以上3項目以下の場合 …………… b 地域への貢献がやや優れている 該当項目が1項目 …………… c 他の項目に該当しない

検査員評定

凡例	評価必須項目
	工事により対象となる項目
	該当すれば評価する項目

評価項目	細目	評価対象項目		
2.施工状況	I. 施工管理	1 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体制図等で確認できる。		
		2 建退共制度の主旨を下請け業者に説明し、又適切に配布されているか確認ができる。(元請・下請を含めて) <23.4.1より「建設業退職金制度に係る証紙配布の確認の運用について」に基づく。>		
		3 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。		
		4 工事関係書類、資料が整理されている。		
		5 工事現場と設計図書の不一致や設計図書の不明瞭な部分があった場合は確認を行い施工がなされている。		
		6 施工計画書と現場施工方法が一致している。		
		7 施工計画書と現場の施工体制が一致している。		
		8 施工計画書が契約日より15日以内に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。		
		9 使用材料、機器の使用及び調達計画、資料の整理及び確認がなされ、管理されている。		
		10 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。		
		11 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。		
		12 段階確認及びその報告が適時、適確に行われていることが書面で確認できる。		
		13 工事記録の整備が適時、的確になされている。		
		14 建設廃棄物、リサイクルへの取り組みが適切になされている。		
		15 社内の管理基準等が作成され管理している。		
		16 社内の管理基準等に基づき社内検査をしている。		
		17 品質管理体制が確立され、有効に機能している。		
	18 その他 ()			
	19 設計図書と適合しない箇所があり、文書により請求を行った。			
	20 監督員から再三改善指示がされた場合。(施工プロセスチェックリスト含む)			
	21 現場代理人・技術者が適正な配置がされていない。			
	該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 施工管理が優れている	
	評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 施工管理がやや優れている	
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない	
	評 定	c	該当項目が60%未満 …………… d 施工管理がやや不備である	
	評 点	0	e 施工管理が不備である	
●「19～21」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする				
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形	1 出来形に関して要求した資料が適切にまとめられており、確認できる。		
		2 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。		
		3 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。		
		4 自社の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理している。		
		5 出来形の形状、寸法が設計値(設計図書)を満足し、バラツキが少ない。		
		6 工事写真に日付が挿入されている。		
	7 その他 ()			
	8 監督員から再三改善指示を行った。			
	9 破壊検査を行った。			
		該当項目合計	0	該当項目が90%以上 …………… a 対外関係が適切であった
		評価対象項目	0	該当項目が80%以上 90%未満 …… b 対外関係がほぼ適切であった
	評価値		該当項目が60%以上 80%未満 …… c 他の事項に該当しない	
	評 定	c	該当項目が60%未満 …… d 出来形管理がやや不備である	
	評 点	0	「9」の項目に該当 …………… e 出来形管理が不備である	

評価項目	細目		評価対象項目	
II.品質	評価必須項目		1 品質管理方法が施工計画書に明確に定められている。	
	評価必須項目		2 施工計画書に定められた品質計画により管理されている。	
	評価必須項目		3 材料の品質証明が適切である。	
	評価必須項目		4 請負者の品質計画による品質管理記録が整備されている。	
	評価必須項目		5 施工の品質・形状が適切で良好な施工である。	
	評価必須項目		6 不可視部分の写真記録が適切である。	
	担当課による加点評価項目	工事により対象となる項目	7 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	8 監督員から再三改善指示を行った。	
		工事により対象となる項目	9 破壊検査を行った。	
		該当項目合計	0	該当項目が80%以上 …………… a 品質管理が適切である
		評価対象項目	0	該当項目が60%以上 80%未満 …… b 品質管理がほぼ適切である
		評価値		該当項目が以上60%未満 …… c 他の事項に該当しない
		評 定	c	「8」の項目に該当…… d 品質管理がやや不備である
		評 点	0	「9」の項目に該当…… e 品質管理が不備である
			●「8」の項目に該当すればd、「9」の項目に該当すればeとする	
III.出来栄	工事により対象となる項目	○	1 全体に調和がとれている。	
	工事により対象となる項目	○	2 既存部分や関連工事との取り合い部分に配慮がなされ、全体に調和がとれている。	
	工事により対象となる項目		3 設計図書に記載されていない部分にも使い勝手等に対する配慮がされている。	
	工事により対象となる項目		4 ムラ等がなく又、仕上がりが不均一でない。	
	工事により対象となる項目		5 クラックやワレ・欠け・凹み等がなく、表面の仕上がりが良好である。	
	工事により対象となる項目		6 漏水・水溜りがない。	
	工事により対象となる項目		7 清掃がされている。	
	工事により対象となる項目		8 通りがよい。	
	工事により対象となる項目		9 設置物に使用上問題がない。	
	工事により対象となる項目		10 機器等の設置物の取り付け状況が良好である。	
	担当課による加点評価項目	工事により対象となる項目	11 その他（ ）	
		工事により対象となる項目	12 該当項目がない。	
		該当項目合計	2	該当4項目以上…… a 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
		評 定	c	該当3項目…………… b 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い
	評 点	0	該当2項目…………… c 他の事項に該当しない	
			該当項目1以下……… d 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	
			●「12」の項目に該当すればdとする。	